

短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用対象が広がります

平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の適用対象者が拡大となり、週20時間以上働く短時間労働者で、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の法人・個人・地方公共団体に属する適用事業所および国に属する全ての適用事業所で働く方も厚生年金保険等の適用対象となっています。この度、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布となり、平成29年4月1日からは常時500人以下の企業等にも適用拡大されます。

● **平成28年10月からの適用対象者**

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～⑤全ての要件に該当する方

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 被保険者数が常時501人以上の企業に勤めていること

短時間労働者の4要件

● **平成29年4月から新たに適用拡大となる事業所**

次のア又はイに該当する、被保険者数が常時500人以下の事業所

- ア. 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所
- イ. 地方公共団体に属する事業所※1

※1 国に属する全ての事業所については平成28年10月から適用拡大を開始しています。

● **新たな適用対象者にかかる手続き**

労使合意に基づく申出をする法人・個人の事業所の手続きは次のようになります。

○次の同意を得たことを証する書類（同意書）を添付して、本店または主たる事業所の事業主から平成29年4月以降に「任意特定適用事業所該当／不該当申出書」を提出してください。

- i. 従業員※2の過半数で組織する労働組合の同意
- ⇒ i. に該当する労働組合がないときは ii、iiiのいずれかの同意
- ii. 従業員の過半数を代表する者の同意
- iii. 従業員の二分之一以上の同意

○短時間労働者の「資格取得届」※3を提出してください。

※2 「従業員」とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

※3 短時間労働者の資格取得年月日は上記申出書の受理日（任意特定適用事業所該当日）となります。

社会保険に加入する（適用になる）メリット

短時間労働者が厚生年金保険等の適用対象となると、将来基礎年金に加え報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになるなどのメリットがあります。

モデルケース (月収88,000円)	保険料	増える年金額(目安)
40年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額19,300円/年額231,500円 × 終身
20年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額9,700円/年額115,800円 × 終身
1年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額500円/年額5,800円 × 終身